

飲食店・職場等における

“たばこ”

のルールが変わります！



改正健康増進法に関する説明会

望まない受動喫煙の防止を目的とする「改正健康増進法」が2018年7月に成立しました。
この改正法により、病院・学校等には2019年7月1日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、
飲食店・職場等には2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます。
改正法の適用開始に向けて各施設管理者の皆様はその詳細を御説明いたします。

◆改正健康増進法による規制対象施設

＜原則敷地内禁煙＞ ※規制対象予定の施設を一部に含む
学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、
難病相談支援センター、はり・あん摩・きゅう等の施術所、児童福祉
施設、母子健康包括支援センター、認定こども園、少年院、少年鑑別
所、行政機関の庁舎、バス、タクシー等

＜原則屋内禁煙＞ ※上記以外の「多人数が利用する施設」の全てが該当
飲食店、旅館・ホテル、理・美容店、デパート、小売店、公衆浴場、
映画館、劇場、パチンコ店、マージャン店、カラオケボックス、イン
ターネットカフェ、ボウリング場、ゲームセンター、事業所（職場）、
社会福祉施設（上記の原則敷地内禁煙の対象施設を除く）、集会場、
結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船等

3/26 (火)

14時30分～
(受付：14時～)

定員：300名
(申込先着順)

会 場

千葉市生涯学習センター ホール ※裏面地図参照

対 象 者

改正健康増進法による規制対象施設の管理責任者・担当者

申込方法

裏面申込書をFAX・郵送・メールで送付（電話申込も可）

千葉県

FAX 043-225-0322

「改正健康増進法に関する説明会」参加申込書（複数人申込可）		
管理施設の 情報	施設種別	記載例) 飲食店、ホテル、事業所、パチンコ店 等
	所在市町村名	
参加 代表者	氏名	
	電話番号	
他参加者の氏名	1	
	2	
	3	

※参加票等の送付は行いませんので、参加申込書を送付いただいた方は、説明会当日そのまま受付にお越しください。

○郵送・電話・メールでのお申し込みは

「千葉県 健康づくり支援課 健康ちば推進班」まで

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

☎：043-223-2660 ☒：kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp



※駐車場の台数には限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用ください。